

## 平成29年度事業計画

県内では合併処理浄化槽の設置率が40.6%と全国平均を下回っており、未だ多くの単独処理浄化槽（みなし浄化槽）が使用され、生活排水を処理できていない状況にあります。このため、石川県や各市町と連携を図り市町村整備事業による合併処理浄化槽の設置や、自治体が所有する施設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の加速化をお願いするとともに、単独処理浄化槽管理者に対し合併処理浄化槽への転換推進を会員及び職員が一丸となって取り組んで参ります。

石川県との「災害時における浄化槽機能相談・点検等に関する協定」の締結、及び公共用水域の水質保全のため、未管理浄化槽の撲滅、また浄化槽関係者講習会により技術力の向上を図り、適正な施工・維持管理に努め、責任ある公益社団法人として以下の事業を実施いたします。

### I 事業

#### [公益目的事業]

##### 1. 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査事業

- (1) 平成29年度は7条検査500基、11条検査22,500基の計23,000基（28年度計画；22,500基）を協会検査員9名及び委託検査員で実施する。
- (2) 浄化槽管理システムを活用し、検査結果入出力の迅速化、入金確認の省力化等を図るとともに、地図データの入力等により効率的な法定検査を行う。また、利用目的に応じた浄化槽データの図示化手法及びその利用方法について検討を行う。
- (3) 未管理浄化槽撲滅のため、浄化槽設置間もない新規設置者に対して「保守点検・清掃・法定検査」に関するパンフレットの送付や、「浄化槽使用開始報告書」の保健所への提出を促す作業など未管理を防ぐ対策を行う。
- (4) 法定検査の結果不適正と判定された浄化槽について、関係行政機関に報告を行い、また維持管理事業所と連携を図り改善に努める。
- (5) 指定検査機関として検査の精度管理を徹底するとともに、検査結果のわかりやすい説明・報告等により、法定検査に対する県民の信頼確保に努める。
- (6) 指定検査機関東海北陸ブロック協議会等に参加し、検査員の検査技術の向上、専門的知識の習得及び組織強化のための情報交換に努める。
- (7) 環境省が検討している「基本検査」について情報収集に努める。

##### 2. 法定検査受検促進事業

###### (1) 浄化槽定期検査の未受検者指導事業

石川県が行う「浄化槽定期検査の未受検者指導事業」について、平成28年度に引き続き石川県及び各市町と連携し浄化槽法定検査の周知、不公平感解消、受検者確保のための必要な業務を行う。

###### (2) 維持管理事業者による受検促進事業

浄化槽使用者にとって身近な維持管理事業者から、法定検査の周知を行うことは受検促進に効果的なことから、平成29年度も維持管理事業所のご協力をいただき、日常の業務に併せて法定検査受検について説明を行っていただく。

### 3. 浄化槽及び浄化槽法に関する普及啓発事業

#### (1) 浄化槽関係事業者に対する講習会等の開催

浄化槽メーカーや学識経験者等による浄化槽の適切な施工・維持管理に関する講習会や不適正浄化槽の改善方法を学ぶ講習会の開催、全国浄化槽技術研究集会等への参加などを行い、浄化槽の施工・維持管理・清掃に携わる技術者の技術向上を図る。

#### (2) 県などが実施する普及啓発事業への参加、協力

県が主催する「いしかわ環境フェア」や市町が実施する環境イベント等に参加し、浄化槽モデルの展示、各種浄化槽のパンフレット、県のチラシ等の配布を行い、合併処理浄化槽やその適正な維持管理について、県民への普及、啓発を行う。

#### (3) 石川県合併処理浄化槽普及促進協議会において意見交換や浄化槽普及のための講習会を行い、市町村整備事業の推進、浄化槽維持管理費に対する助成制度の創設等について、市町職員の理解と協力を促進する。

#### (4) ホームページの充実、「浄化槽の日」の広報、受検者への普及啓発資料の配布等により、合併処理浄化槽への転換や浄化槽の適正な施工・維持管理の普及啓発を図る。

#### (5) 管工事協同組合等支部担当者に対する浄化槽設置届出事務に関する研修等を行い、円滑な事務推進に努めるとともに、県民や市町等からの浄化槽に関する疑問、質問等に積極的に対応し、浄化槽や維持管理の重要性に対する理解を促進する。

### 4. 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽に対する信頼と安心・安全の確保を目的に、(一社)全国浄化槽団体連合会(全浄連)で制度化された「浄化槽機能保証制度事業」を推進する。平成29年度の機能保証登録は230基を目標とする。

## II 公益法人としての組織整備等

### [公益目的事業・法人会計事業]

#### 1. 公益法人としての組織運営

公益認定法人として「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等に基づく組織運営を図り、社会的信用の向上に努める。

#### 2. 浄化槽に関する情報の収集、提供

##### (1) 浄化槽に係る行政や業界の動向、他県関係機関の活動状況等の情報を収集し、組織運営に活用するとともに、ホームページや会員へのお知らせ等により情報提供に努める。

##### (2) ホームページや啓発活動を通じて広く一般県民に対して、浄化槽の構造・機能等への理解促進及び協会の組織・活動状況のPRを行う。

#### 3. 会員の確保、功労者表彰の実施

##### (1) 公益法人化を契機として、協会に未加入の関係事業者に対し積極的に加入案内を行う。

##### (2) 浄化槽業界の発展向上に尽くし、他の模範となる者を表彰することにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を推進する。

#### 4. 「災害時における浄化槽の機能相談・点検等に関する協定」の締結

公益法人として、災害時における県民の公衆衛生の確保等を目的として、石川県と「災害時における浄化槽の機能相談・点検等に関する協定」を締結するとともに、会員への締結内容の周知や情報伝達訓練等の実施など適切な運用を図るための準備を進める。